

平成29年（行ク）第184号 訴訟参加の申立て事件

（本案・平成24年（行ウ）第117号発電所運転停止命令義務付け請求事件）

決 定

申立人 関西電力株式会社

当庁平成24年（行ウ）第117号発電所運転停止命令義務付け請求事件につき、申立人から行政事件訴訟法22条に基づき、訴訟参加の申立てがあったので、当裁判所は、原告ら及び被告の意見を聴いた上、申立人を訴訟に参加させることが相当であると認め、次のとおり決定する。

主 文

申立人を当庁平成24年（行ウ）第117号事件の訴訟に参加させる。

平成29年12月7日

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三 輪 方 大

裁判官 角 谷 昌 毅

裁判官 吉 川 慶